

ガーナ投資ガイド

2017年10月

日本貿易振興機構（JETRO）

ラゴス事務所・ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所およびラゴス事務所が、Clyde&Co 法律事務所ドバイ事務所が発行する Africa Investment Guide 2016 の内容を基に、翻訳を行い情報を更新して作成したものです。

掲載の情報は 2017 年 10 月時点のものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは Clyde&Co の判断によるものを含んでおり、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETRO および Clyde&Co は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよび Clyde&Co がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問合せ先

日本貿易振興機構（JETRO）
ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課
E-mail：BDC@jetro.go.jp

JETRO ドバイ事務所（E-mail：UAD@jetro.go.jp）
JETRO ラゴス事務所（E-mail：NLA@jetro.go.jp）

目 次

投資見通し	4
企業形態	4
投資促進とインセンティブ	6
入国管理、雇用	7
不動産	9
出資、為替管理	9
税制	9
紛争解決	10

ガーナは世界第 49 位の人口を有し（2016 年）、10 の州に 2,820 万人の国民が居住する。中央政府が統治し、一院制の国民議会が唯一の立法機関である。

ガーナには主要な法制度が 2 つある。英国の植民地だった過去に由来するコモンローと、同国固有の伝統的規範、慣習・慣例に由来する慣習法である。慣習法は一般的に、土地の所有、相続法、家族法をめぐる問題に適用される。周辺国でもみられるように、ガーナでは首長制度が政府の統治構造と並行して存在している。首長は政治・行政に直接的に関与することはできないが、公共事業を実施する際に地域住民との協力関係を醸成するなど、行政に協力して地域開発に貢献することもある。

｜投資見通し

ガーナは西アフリカで最も政治情勢が安定した国のひとつとして知られ、魅力的な投資先となっている。世界第 2 位のカカオの輸出国であり（2016 年）、アフリカ最大の金産出国のひとつである。カカオ、金、石油が同国の主な収入源で、2010 年 12 月に始まった石油生産により 2011 年の実質 GDP 成長率は 14% を記録するなど、2010 年代後半からは概して高成長が続いたしかしこれらコモディティの価格変動、公務員給与増加による財政の圧迫、電力不足などによって 2014 年以降は経済が減速し、通貨セディの下落や歳入不足に陥った。しかしこうした苦境もガーナの長期的な成長見通しに重大な影響を及ぼしてはおらず、新規の石油・ガス開発などによって比較的堅調な経済成長が見込まれている。

2015 年 4 月、国際通貨基金（IMF）はガーナ向けに総額 9 億 1,800 万ドルの拡大クレジットファシリティを承認した。以降ガーナ政府は、IMF 管理下で歳出抑制や財政赤字削減に取り組んでいる。政府はまた、各種制度やガバナンスの改善、一次産品の輸出促進、さらには天然資源の活用による製造業の育成などを通じ、国内生産とその能力の拡大を図っている。一次産品の輸出は、今後も同国経済にとって重要な役割を担い続けるが、これら産品に対する付加価値向上が政府の優先的な政策課題となっている。なお 2016 年 12 月には大統領選挙と議会選挙が行われ、2017 年 1 月には親ビジネス派と評される新愛国党（NPP）のアクフォ＝アド氏が大統領に就任した。

｜企業形態

ガーナで事業を立ち上げようとする法人・個人は国籍にかかわらず、会社法、パートナーシップ法、商号法の規定に従って、ガーナで事業体を設立することができる。

ガーナで最もよく適用される事業体は以下の通り。

有限責任会社 (Limited Liability Company)

ガーナで最も利用が多い設立形態である。世界の他の地域と同様、株主の責任を投資資本の範囲に限定する。

無限責任会社 (Unlimited Liability Company)

有限責任が適用できない、必須でない、または実用的でない場合に主に利用されるが、ガーナでは少ない。この形態を適用している少数の事例は、職業倫理のために有限責任会社として運営できない法律事務所などの専門機関である。

外部会社 (External Company)

ガーナでの事業活動を希望するが、同国での子会社の設立を望まない海外の事業体が主に適用する形態である。

特別法規により規制される特別目的会社 (SPC Regulated by Special Legislation)

会社法は、特別法により規制される特別目的会社の設立を認めている。例として、銀行、保険会社、ノンバンクの金融機関、ファイナンスリース会社、ガーナ投資促進センター (GIPC) 登録企業など。

個人事業主 (Sole Proprietorship) ・ パートナーシップ (Partnership)

非法人事業 (Unincorporated Business) ・ 合併企業 (Joint Venture)

これらの企業構造はガーナでも一般的であり、その設立の迅速さと費用の安さのため、小規模企業や独立事業者によって利用されている。

有限責任保証会社 (Company Limited by Guarantee)

主に非営利組織のために使用される構造。組織のメンバーが保証人となる。

設立手続き¹

	項目	所要時間	概算費用 (米ドル相当額)
1	納税者番号の取得	2日	無料
2	企業名の利用可否確認および、 企業の設立文書提出による設立 証明書の取得	1日	82米ドル(企業名の検索、企業名の 予約、設立文書一式、登録手数料、 登記証明書を含む)
3	宣誓管理官による、事業開始の 許可に必要な書式の認証	1日	3米ドル
4	事業開始の許可の取得	2日	資本金の0.5%にあたる創業税、 2.50米ドルの登録手数料
5	資本金の振込み	1日	無料
6	首都圏庁での事業許可の申請	7日	事業の種類および関連する事業の カテゴリーに応じた各種の費用
7	首都圏庁による事業施設の検査	1日	無料
8	社会保障の申請	1日	無料

¹費用や所要時間は、有限責任会社の設立に関する一般的な事例に基づくものである。これらは設立の内容によって異なり、規制が厳しいセクターには該当しない場合がある。

| 投資促進とインセンティブ

ガーナ投資促進センター (Ghana Investment Promotion Centre: GIPC)は、ガーナへの投資の奨励・促進を管轄する政府機関であり、魅力的な優遇制度の構築に取り組んでいる。GIPCが準拠する法律 (GIPC法) は非常に広範に及び、資本、所有権構造、事業セクターを問わず、すべての法人が GIPC に登録する必要がある。この法律では、ガーナ人およびガーナ人が所有する法人のみ許可される特定の活動が規定されている。外国資本の参加が可能な法人はあるが、最低資本金額の要件が定められており、これに応じて外国人雇用枠が自動的に割り当てられる。外国人を雇用しようとする企業は、その数を特定して GIPC に申請しなければならない。

ガーナの法人・個人との合弁会社 (ガーナ側の出資比率が10%以上であることが要件) や、外国の法人・個人が100%所有する企業の設立も、法律により認められている。最低資本金は、地場資本との合弁会社の場合20万ドル、外資100%の場合50万ドル、貿易業の場合

は地場、外資にかかわらず 100 万ドルと規定されている。さらに貿易業の場合は、ガーナ人の熟練労働者を 20 人以上雇用しなければならない。外国人が参加する企業は、GIPC に登録しない限り事業を開始できないことが、GIPC の法律に明記されている。ガーナ企業が GIPC に登録すると、GIPC が提供するインセンティブを活用できるようになる。

GIPC は法人税等の税制優遇措置を定めている。期間、業種、所在地により異なる税率が設定されており、[GIPC ウェブサイト](#) に詳細が掲載されている。

GIPC とは別に、ガーナフリーゾーンボード（GFZB）が 1995 年に設立された。これは、経済成長を促進するフリーゾーンの設立を可能にすること、フリーゾーンにおける活動への規制を設けることなどを目的としている。GFZB は、広範なインセンティブの提供やワゴンストップ・ショップの運営を通じて、魅力的なビジネス環境を創出している。フリーゾーン企業が利用できるインセンティブは以下の通り。

- ・ フリーゾーンでの生産・輸出のためのあらゆる輸入品に対して、直接・間接的な税金の支払いを 100%免除
- ・ 所得税を 10 年間 100%免除し、その後も税率を 8%以下とする
- ・ 配当金に対する源泉徴収税を全額免除
- ・ 外国人投資家および従業員に対する二重課税の解消
- ・ 輸入ライセンス取得の免除
- ・ 税関手続の最小化
- ・ 外資 100%による投資
- ・ 配当金または純利益の本国送還、国外債務の償還・利払い、技術移転契約等におけるロイヤルティの支払い、フリーゾーン投資の持ち分売却による利益送金、などにおける国外送金に対して、条件や制限を設けない
- ・ ガーナの銀行での外貨口座保有
- ・ 国有化、収用を行わないことの保証

他方で、入居企業は製品・サービスの年間生産量の 70%以上を輸出しなければならず、国内市場で販売できるのは最大 30%までに制限されている。

｜ 入国管理、雇用

ガーナの雇用・労働問題は労働法により規制されている。同法は、労働、雇用者、労働組合、労使関係に関するすべての法律を統合するものである。ガーナの労働法は、6 ヶ月以上雇用する従業員とは雇用契約書を取り交わすことを求めている。

雇用契約（主な雇用条件が規定されたもの）は、雇用開始後 2 ヶ月以内に従業員に提示され、両当事者が署名し、日付を記入しなければならない。臨時雇用の場合は雇用契約書を締結する必要はないが、従業員は勤務日数に応じた最低賃金、時間外労働、医療制度に関する権利を有する。非正規従業員は、労使間で合意した条件にかかわらず、最低賃金、労働時間、休息期間、有給休暇、夜間労働、病気休暇に関する労働法の最低条件の適用を受ける権利がある。

ガーナ入国管理局は、移民法の規定に従い外国人の入国、居住、雇用を担当する機関である。しかし産業によっては独自の規定に基づく他の政府機関・規制当局も関与してくる。これらの当局は、外国人を雇用しようとする企業に対する外国人枠の割当や就労許可を取得する際に関係してくる。

伝統的に、ガーナには主に 2 種類の就労許可（一時就労許可、長期／標準就労許可）がある。一時就労許可のカテゴリーは 6 ヶ月間有効で、更新のオプションはない。長期／標準就労許可は、一般的に 1 年間有効であり、更新条件を満たしている場合は更新することができる。内務省が外国人の入国を監督している。ガーナでの就労を希望する外国人は、ガーナ入国管理局を通じて内務省に申請し、就労許可を取得することができる。

憲法は、利益保護のための団結の自由を国民に保証している。労働組合に加入した、または加入しようとした、労働組合のメンバーでなくなった、労働組合の活動に参加しようとした、といったことを理由に従業員が解雇された場合、不当な解雇と見なされる。ストライキの権利は法律で認められているが、厳格に制限されている。

労働法により、仲裁をはじめとする労働争議の解決手続が規定されている。同法で当事者は、労使協定または雇用契約で合意された手続を用いて、和解に至るよう誠意を持って交渉することが奨励されている。7 日以内に紛争を解決できない場合、当事者のいずれかまたは双方により、労働争議の和解促進を主な目的とする全国労働委員会に当該紛争を委託することができる。

不当解雇を主張する従業員の救済措置として、労働法は従業員が利用できる手段を規定している。同法の第 64 条に基づき、不当解雇を主張する従業員は全国労働委員会に訴えることができる。不当解雇が認められた場合、従業員は通常以下のいずれかの対応を受ける。

- a. 解雇日から雇用を再開する。
- b. 同一の、または同様の職位で再雇用される。
- c. 雇用主から補償の支払いを受ける。

補償額の決定には、解雇直前の従業員の給与、従業員が新たな職に就くまでの合理的な期間など、さまざまな要素が考慮される。過去に支払われた解雇手当を考慮に入れる場合もある。

｜不動産

外国人が土地を賃借できる期間は最長 50 年であり、満期においては権利を売却または更新することができる。外国人がフリーホールド（自由土地保有権）の物件を購入した場合は、50 年のリースホールド（借地権）に転換される。ただしこの法律（憲法に規定されている）は、外国人持分比率に応じて企業の土地保有にも適用されるということではない。

｜出資、為替管理

資本拠出のために国外から資金を持ち込む場合は、現地通貨セディに転換可能な外貨をガーナの銀行に送金するか、出資額に相当する機械設備などを輸入する。

外国企業が銀行口座を開設するには、会社登記書類、全外国人の就業または居住許可、署名権者のパスポートを銀行に提示する必要がある。

外国為替法（2006 年法律第 723 号）ならびに関連規則・通知に基づき、企業は銀行を通じて、配当金または純利益の本国送還、国外債務の償還・利払い、技術移転契約等におけるロイヤルティの支払い、事業の売却・清算による税および全債務控除後の収益、投資に伴う利息収入、などにおける国外送金を自由に行うことができる。

ガーナは世界銀行の多数国間投資保証機関（MIGA）の加盟国である。当機関は、途上国への投資に関する非商業的リスクへの投資保証を提供している。さらに政府は、投資の保護と安全性をさらに強化するため、二国間投資協定や二重課税防止条約を複数の国と締結している。

｜税制

法人所得税

25%の法人税が適用されるが、以下の業種、地域などに該当する場合は、異なる税率が適用されている。他にも農産品加工業には一定期間の免税後に低税率を適用するなど、事業内容に応じた優遇税制も存在する。

- ・ 鉱業：35%
- ・ ホテル業：22%

- ・ 非伝統的輸出（金などの鉱石、カカオ豆、木材、鮮魚、未加工のヤム、の5品目を除く他のすべての品目の輸出）の事業者：8%
- ・ 農業・リース業に融資する銀行：20%（当該融資からの所得に対してのみ）
- ・ ガーナ証券取引所上場企業：22%
- ・ ガーナの地方中核都市に立地する製造業企業：25%の税率の75%
- ・ ガーナの地方中核都市外に立地する製造業企業：25%の税率の50%

個人所得税

非居住者の課税所得には20%の定額税率が適用され、居住者には以下の累進税率が適用される。

年間所得（ガーナ・セディ）	税率
0～2,592	0
2,593～3,888	5%
3,889～5,700	10%
5,701～38,879	17.5%
38,880 以上	25%

雇用主が従業員に宿泊施設を提供する場合、現物給付（給与以外の雇用給付）要素に対する追加税額が従業員に課される。個人所得税は従業員の給与から源泉徴収される。

その他

付加価値税（VAT）は、一部の免税品目を除いて15%で、財・サービスの国内における提供、輸入、非伝統的商品の輸出、の各時点において課税される。

国民健康保険税（NHIL：National Health Insurance Levy）は税率2.5%で、財・サービスの国内における提供、輸入の時点で課税される。このほかにも印紙税や、通信・石油産業など業界固有の税も存在する。

VAT 定率スキーム（VFRS：VAT Flat Rate Scheme）

このスキームはVATとNHILを合算して徴収、会計処理する特別な方法で、小売・卸売業者が販売商品の3%を徴収する。

｜紛争解決

訴訟

商事紛争は、高等裁判所（通常は早期結審高等裁判所または商事高等裁判所）から控訴院へ、最終的には最高裁判所へと上訴できる。地方裁判所は、裁判外紛争解決手続（ADR）

の調停も行っている。商事高等裁判所は、審理前の和解交渉を義務付けており、交渉が成立しなかった場合のみ審判に付される。

仲裁

ガーナ共和国は、ニューヨーク条約の締結国であり、外国での仲裁判断が国内でも執行される。

仲裁、調停、慣習的仲裁による商事紛争の解決については、裁判外紛争解決手続法（ADR法）に規定されている。ガーナの裁判所はADRを支持・奨励し、当事者双方が合意した場合は仲裁の実行を強制する。特定の状況においては、双方を調停または慣習的仲裁に差し向けることもある。ADR法に基づいて行われた仲裁・調停の内容は拘束力を有し、執行されるものであり、控訴の可能性は限定されている。仲裁その他のADRの利用が多い業種は、金融、商業、運輸、公共部門、鉱業などである。

ガーナ投資ガイド

2017年10月作成

日本貿易振興機構（JETRO）ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03-3582-5170